

丹波市地域福祉計画推進協議会（第4回）

日時：令和2年11月6日（金）

14:00～2時間程度

場所：本庁第2庁舎2階ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報 告 事 項

（1）第3回推進協議会以降の計画素案の変更点

（2）第3回推進協以降の各専門部会の進捗状況及び変更点の報告

①地域包括ケアシステム部会

②虐待対策・権利擁護支援部会

③地域福祉推進部会

4. 協 議 事 項

○丹波市地域福祉計画素案についての意見交換

5. そ の 他

（1）丹波市地域福祉計画への意見締切 月 日

（2）今後のスケジュール（案）について

6. 閉 会

〔資料の構成〕

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 会議次第 | P1～2 |
| (2) 丹波市地域福祉計画推進協議会条例 | P3～4 |
| (3) 丹波市地域福祉計画推進協議会委員及び事務局員名簿 | P5～6 |
| (4) 今後のスケジュール（案） | P7 |

【事前配布資料】 第3期丹波市地域福祉計画素案 別冊

【当日配布資料】 丹波市地域福祉計画推進協議会（第3回）議事録 別冊

【当日配布資料】 第3期丹波市地域福祉計画素案の修正一覧 (A4一枚)

○丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例

平成30年12月25日

条例第62号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第1項に規定する地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進を図るため、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 福祉団体等の代表者
- (4) 地域住民の関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長は、部会において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第5号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

丹波市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(任期：平成31年4月26日～令和4年4月25日／3年間) ※うち計画策定は2年間

〔委員名簿〕

令和2年6月10日現在

No.	区 分	氏 名	所属団体等名	役職名等	摘 要 (専門、役割、所属区分等)
1	識見を有する者 (条例第3条第2項第1号)	谷 口 泰 司	関西福祉大学 (社会福祉学部)	教授	障害者・高齢者福祉、 就労支援
2		松 尾 信 幸	兵庫県司法書士会	司法書士	権利擁護、成年後見制 度
3	関係行政機関 (条例第3条第2項第2号)	逢 坂 悟 郎	丹波健康福祉事務所	所長	地域福祉の取組推進支援 (広域的見地)
4		山 本 伸 雄	ハローワーク柏原 (柏原公共職業安定所)	所長	生活困窮者等就労支援
5	福祉団体等の代 表者 (条例第3条第2項第3号)	開 田 昇	丹波市民生委員児童委員連合会	会長	民生委員児童委員
6		長 井 寛 己	丹波市社会福祉協議会	会長	地域福祉推進団体
7		澤 村 安由里	丹波市社会福祉法人連絡協議会	会長	社会福祉法人
8		中 川 優 一	みつみ生活サポートセンター	社会福祉士 相談支援専門員	障がい者相談支援事業 所
9		森 島 美 幸	丹波市身体障害者福祉協議会	理事	障害者団体
10		足 立 美 樹	丹波どんぐり食堂 (移動式子ども食堂)	管理栄養士	ボランティア団体
11		山 口 洋 子	丹波市保育協会 (認定こども園ミライズそら)	園長	子育て支援団体
12		堂 本 喜代和	丹波市老人クラブ連合会	会長	高齢者団体
13	地域住民の関係 者 (条例第3条第2項第4号)	大 野 亮 祐	丹波市自治会長会	会長	自治会長会
14		田 中 義 人	新井自治協議会	コミュニティ活動 推進員	自治協議会
15	公募による市民 (条例第3条第2項第5号)	八 尾 由 江			障害者就労移行支援 (一社) a m * a m
16		余 田 弘 子			吉見地区生活支援サー ビス推進会議アドバイザー
17	その他市長が必要と認める者 (条例第3条第2項第6号)	大 西 誠	丹波市人権・同和教育協議会	会長	人権団体
18		西 田 隆 之	丹波市学校長会 (中央小学校)	校長	教育関係団体

〔事務局員名簿／丹波市〕

No.	所属部課名	氏 名	役職等	摘 要
1	健康福祉部	井上 鉄也	理事 (地域包括ケアシステム担当)	
2	健康福祉部	金子 ちあき	部長兼福祉事務所長	
3	健康福祉部社会福祉課	森本 英行	課長	全体統括 地域包括ケアシステム部会 事務局
4	〃 介護保険課	谷 永 仁	課長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
5	〃 障がい福祉課	高見 智幸	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
6	〃 自立支援課	中村 直樹	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
7	〃 自立支援課	宮野 さおり	福祉総合相談係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
8	〃 介護保険課	大西 万実	副課長兼介護保険係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
9	〃 介護保険課	荒木 信博	地域支えあい推進係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
10	〃 障がい福祉課	徳田 克彦	障がい総務係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
11	〃 社会福祉課	村上 浩一	福祉総務係長	全体統括(副) 地域包括ケアシステム部会 事務局

〔事務局員名簿／丹波市社会福祉協議会〕

No.	所属部課名等	氏 名	役職等	摘 要
1	法人事務局	芦田 正吾	事務局長	
2	〃	吉見 和幸	事務局次長	
3	〃	松 浪 豊	事務局次長	
4	地域福祉課	田 邊 和彦	事務局次長兼課長	
5	総務課	荻野 和昌	課長	
6	介護保険課	藤本 裕二	課長	
7	地域福祉課	山本 奈津希	係長	
8	介護保険課	小谷 菜絵	係長	

[illegible]

別冊 第3期丹波市地域福祉計画素案 修正一覧

- P1 11 行目 「住まい・」の位置を「医療・」の前に変更
- P1 19 行目 「進化」を「推進」に変更
- P2 3 計画の位置づけ(1) 本計画の位置づけから下7行目
「また市町村については、」→「また、市町村については、」
- P5 (3)「自治協議会」→「自治協議会等」
- P6 (3)の4行目 「を公表されました。」→「が公表されました。」
- P7 (4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現～下17行目
「改正法では」→「この改正法では」
- P8 (6) 子どもの貧困対策 の下8行目 (以下「改正法」という)→削除
9行目 「改正法の目的には、」→「今回の改正法の目的には、」
- P8 (7) 兵庫県の取り組み の下3行目の「この計画は、」とP9の1行目
「また、計画では、」の計画は共に「兵庫県地域福祉支援計画(第4期)」
を表しています。わかりやすく変更します。
- P18 1. 本市における人口減少社会～の7行目
「軽度者向けサービス」を「軽度者向けの家事支援サービス」に変更
11行目 「システムの構築」→「システムを構築」
- P19 6行目 「声がけ運動」→「声かけ運動」
- P22 (1) 地域を基盤とした多職種、～の6行目
「最大限の効果引き出す」→「最大限の効果を引き出す」
- P25 ■圏域の捉え方のイメージ 3つの区域の
「よろずおせっかい支援センター」→「よろずおせっかい支縁センター」
- P27 図の中の地域包括支援センター
(東部・西部・南部)→(西部・南部・東部)の順へ変更
- P27 「①市役所内庁内ネットワーク」→「①市役所庁内ネットワーク」
- P28 ⑦支えあい推進会議～ 「活動を充実」→「活動の充実」
- P29 5行目「ちょっとして手助け、」→「ちょっとした手助け」
11行目「社会福祉協議会(各支所)」→「丹波市社協(各支所)」
18行目「地域支えあい推進委員」→「地域支えあい推進員」
19行名「社会福祉協議会」→「丹波市社協」
- P30 (1) 自治協による支えあい～
の3行目 「社会福祉協議会」→「丹波市社協」
の4行目 「徴収」→「聴取」
- P31 7行目 「社会福祉協議会各支所」→「丹波市社協各支所」
- P32 (4) 支えあい活動の実践 「①くらしの応援隊」→「①くらし応援隊」

- P37 【施策の考え方】下 7 行目 「社会福祉協議会」→「丹波市社協」
- P38 (4) 社会福祉制度や事業の認知度、理解度の向上の下 6・7 行目
「社会福祉協議会」→「丹波市社協」
- P41 (1) 策定の背景と趣旨の下 21 行目 (以下「改正法」という)→削除
22 行目 「改正法の目的には、」→「今回の改正法の目的には、」
- P52 1 計画策定の背景と趣旨 の下 9 行目
「です。しかし認知症高齢者～」→「です。しかし、認知症高齢者～」
- P52 2 計画の位置づけ の下 1 行目 「本計画は、」→「利用促進計画は、」
- P54 表から下 5 行目
「平成 30 年度 (2018 年度)」→「平成 31 年度 (2019 年度)」
- P55 2 課題以下 10 行目「実施しました」→「実施した」
- P57 (2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実の下 2 行目
「社会福祉協議会」→「丹波市社協」
- P57 (3) 権利擁護支援の～10 行目
「権利擁護センター」→「権利擁護支援センター」
- P64 下から 2 行目 「地域支えあい推進会議」→「支えあい推進会議」